

平成 2 5 年度第 1 0 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成 2 6 年 3 月 1 9 日（水）午前 1 0 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下 1 階 3 号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
山本 裕子	北海学園大学工学部社会環境工学科	准教授
五十嵐 敏文	北海道大学大学院工学研究院	教授
東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院	准教授
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
西川 洋子	(地独)北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター	研究主幹
宮木 雅美	酪農学園大学農食環境学群	環境共生学類 教授
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群	環境共生学類 教授
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院	准教授
半澤 久	北海道工業大学 空間創造学部	建築学科 教授

計 11名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

(3) 事業者

(仮称) 札幌創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業

(事業者) 札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合	1名
(事業者から委託を受けた者) 株式会社日建設計	1名
UR都市機構	1名
(都市計画決定権者) 札幌市都市局市街地整備部市街地整備課	4名

2 報道機関

北海道新聞社、北海道テレビ、札幌テレビ放送

3 傍聴者

15名

1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 定刻となりましたので、ただいまより、平成25年度第10回札幌市環境影響評価審議会を開催させていただきます。

現在出席の委員は10名であり、過半数を超えてございますので、審議会規則にのっとりまして、会議は成立していることをご報告させていただきます。

◎挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田よりご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長 皆様、おはようございます。

環境局環境管理担当部長の木田でございます。

本日は、委員の皆様、事業者の皆様、都市計画決定権者の皆様、年度末のお忙しい中にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、二つの議題を予定しております。

一つ目は、昨年11月末で準備書手続が終了しました（仮称）札幌市創世1.1.1区北1西1第一種市街地再開発事業の評価書についてでございます。これにつきましては、市長意見を評価書にどういうふうに反映したのか、都市計画決定権者及び事業者の方々から自主的な報告があるものでございます。事業の推進に当たりまして参考となりますような専門家としてのアドバイスをいただければありがたいと考えております。

二つ目は、（仮称）北8西1地区第一種市街地再開発事業準備書についてでございます。本案件につきましては、昨年10月から熱心なご審議をいただいているところでございまして、きょうで6回目の会議を迎えます。本日は、これまでのご審議のまとめました答申についてのご審議をよろしくお願いいたします。

冒頭に申し上げましたが、審議会は本日で10回目となります。昨年度の12回と合わせまして、第7次審議委員でいらっしゃいます皆様には、札幌市環境影響評価審議会の歴史で最も多忙な2年間の任期となつてございます。皆様には、本来業務でお忙しい中、大変なご尽力をいただきましたことに、この場をかりまして改めてお礼を申し上げる次第でございます。

4月以降の動きにつきましては、後ほど改めてご案内を差し上げたいと思います。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、審議に入ります前に、お手元の資料を確認したいと存じます。

次第、裏面が座席表のものです。それから、ホチキスどめで、資料1の答申形成過程での審議会各委員の意見等でございます。資料2の答申作成のための検討資料でございます。

皆様、おそろいでしょうか。

それでは、早速でございますが、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

２．議 事

○佐藤（哲）会長 それでは、早速、審議に入らせていただきます。

なお、本日の審議会の終了時間は１２時を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、最初の議題は、（仮称）札幌市創世1.1.1区北１西１地区第一種市街地再開発事業環境影響評価書の報告です。

本日は、都市局の皆様及び事業者の皆様、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、この案件の手続の経過と本日の報告会の条例上の位置づけについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） ご説明させていただきます。

本案件の手続経過ですが、方法書手続が平成２４年１０月１日、準備書手続は平成２５年６月２１日に開始されております。審議会でのご審議については、平成２５年７月３１日から１１月２７日までの全４回、最終回の１１月２７日付で答申をいただいております。市長意見の送付は１１月２９日でございます。

また、本評価書につきましては、平成２６年２月１４日付で札幌市長へ提出され、２月１７日から昨日３月１８日まで、中央区、白石区、環境プラザ等で縦覧が行われておりました。評価書は、環境影響評価の確定図書でございますので、条例上の市民意見の募集はございません。なお、都市計画決定告示は平成２６年２月１８日となっております。

本日の審議会への報告は、札幌市環境影響評価条例上の規定はなく、都市計画決定権者及び事業者の皆様方からの自主報告として行われるものでございます。審議会の委員の皆様には、専門家としての立場からの質問、そして、今後条例上の最終手続として行われる事後調査報告書の実施に対するアドバイス等を中心をお願いしたいと存じます。

以上、本案件の手続経緯と本日の説明会の趣旨のご説明でございました。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

それでは、事業者側から評価書の内容についての説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事業者（日建設計・林） 環境アセスメント業務の委託を受けております北海道日建設計ＪＶの林でございます。

それでは、（仮称）札幌創世1.1.1区北１西１地区第一種市街地再開発事業の環境影響評価書についてご説明いたします。

市長意見ごとに評価書においての準備書の記載内容を修正した箇所について、順次、ご

説明いたします。市長意見については、お手元の評価書の６－１ページに記されてございます。

順にご説明させていただきます。

まず、大気質の市長意見です。

工事の実施に伴う建設機械の稼働により変化する大気汚染物質の濃度、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質及び粉じんの量について、次の事項について検討すること。

（１）の事後調査に係る記載において、最大着地濃度に関する部分は⑤評価のイの基準または目標との整合の後段に記載することで、一連の調査、予測、評価の内容を理解しやすくなることから、⑤の評価以降の構成を見直すこと。

この市長意見に対応いたしまして、お手元の評価書の９－１．１－２４ページの上から３行目のところで、なお、最大着地濃度出現地点はという部分です。準備書では⑦の事後調査にあったものをこの場所⑤のイの基準または目標との整合の後段に移動させました。

次に、市長意見の（２）の事後調査における記載において、予測に使用したデータ数に限りがあることから、予測結果に十分信頼性があるとした表現には無理があるため記載表現を見直すこと及び（３）の予測結果は環境基準を達成しているが、環境基準と同値であることから、工事を進めるに当たっては、必要に応じて事業予定地近傍の常時観測局における大気の測定結果に配慮することに対応いたしまして、同じく、９－１．１－２４ページの一番下の⑦の事後調査の本文におきまして、予測結果に十分信頼性があるとした表現を削除するとともに、工事中は、適宜、近傍の常時監視測定局における大気の測定結果を把握することからという記載を追加いたしました。

次に、風害の市長意見です。

（１）の供用後の事後調査について予測結果を大きく上回る影響が確認された場合には、植栽以外の環境保全措置についても検討し、可能な範囲で実施する計画であることを記載すること。

この市長意見に対しまして、９－１．４－２４ページの上の⑥の環境保全のための措置の検討の本文の中ボツの三つ目にご指摘いただいた記載を追加しました。

次に、市長意見の（２）の防風植栽で使用する針葉樹については歩行者の安全確保のため、下枝等の管理に十分配慮することなどについて記載することに対応いたしまして、９－１．４－２４ページの中ボツの一つ目にご指摘いただいた記載を追加いたしました。

次に、水質の市長意見です。

工事中に揚水する地下水を沈殿処理した後の沈殿物について、その性状や含有物質を十分に把握し、必要に応じて産業廃棄物として処理する等の処置についても記載すること。

この市長意見に対応いたしまして、９－１．５－１６ページの一番下の④の予測結果のアの河川の水質の最後の部分にご指摘いただいた記載を追加いたしました。

次に、地盤沈下の市長意見です。

地下水の揚水によって周辺施設への影響が生じる可能性も否定できないことから、既往

文献による把握だけではなく、工事期間中における透水係数や貯留係数の確認を実施するなど地盤沈下対策に万全を期す旨を記載すること。

この市長意見に対応いたしまして、９－１．６－２４ページの⑦の事後調査の本文の最後及び１０－２ページの第１０章の事後調査の計画の地盤沈下の部分で表１０－４の調査項目に括弧書きで同じ内容の記載を追加してございます。

次に、電波障害の市長意見です。

電波障害に係る環境保全措置の検討について適切な対策とあるが、現時点で想定できる具体的な対策について記載すること。

この市長意見に対応いたしまして、９－１．７－１２ページの⑦の環境保全のための措置の検討の本文の中ボツの一つ目に受信障害予測範囲については下記の対策の中から状況に応じ適切な電波受信障害対策を講じますとして、以前にこの審議会におきましてご報告いたしました四つの具体策を記してございます。

次に、植栽計画に関する市長意見です。

（１）の事業予定地周囲の植樹に当たっては、当該事業における東西南北の沿道空間の考え方にに基づき、事業計画の熟度に応じた設計において最も適切な樹種を選定する旨を記載すること。

この市長意見に対応いたしまして、２－１５ページの中ほどでございますが、沿道空間における植栽の考え方として、東西南北それぞれの沿道空間における植栽の考え方を追加いたしました。この記載の内容につきましても、この審議会においてご報告したとおりでございます。

次に、市長意見の（２）の樹種を選定に当たっては暴風対策に適した種を採用すること、高木になり枝が広がる信号機等の障害になるものは植樹位置に注意すること、歩行者の視点での低木や地被植物を採用すること、鳥類の建物や自動車等の衝突を未然に防止するため、鳥類が好んで集まるような実のなる樹種については極力避けるなど植栽計画には十分な配慮を行うことに対応いたしまして、２－１４ページの一番下の行からご指摘いただいた指摘を追加いたしました。また、先ほどの沿道空間における植栽の考え方の上の段落の後半に、なお、高木になり枝が広がる信号機等の障害になるものは植樹位置に注意し、歩行者の視点での低木や地被植物の採用等の点を考慮しますとの記載を追加いたしました。

また、鳥類に関する植栽上の配慮につきましては、２－１７ページの一番下の（１１）のバードストライク対策の最後の文にも同じ内容の記載を追加してございます。

次に、生態系等に係る環境保全に対する基本的な考え方に関する市長意見です。

事業内容に係る自然環境、市街地の小緑地について、植栽には多様な種の導入を検討する、多様な生息環境を保全する、地域を特徴づける生態系を保全すると記載されているが、本事業の特性、事業予定地及びその周辺の状況から勘案すると、環境保全に対する基本的な考え方としては適切ではないと考えられる。したがって、北海道、札幌という地域を特徴づける視点、都会、市街地の影響に適した自然という観点から、可能な限り、在来種の

採用や都会において自然を意識できるような場の創造等を考慮し、関連箇所の記載について修正を行うこと。

この市長意見に対応いたしましては、先ほどの２－１４の下（９）の緑化計画、広場整備方針の３段落目にご指摘いただいた記載を追加してございます。

次に、２－２４ページの６の環境保全に対する基本的な考え方の（２）の事業内容の表の中で、自然環境、市街地の小緑地という環境要素に対応する配慮方針において、準備書では植栽には多様な種の導入を検討する、多様な動物の生息環境を保全すると記載しておりましたけれども、これらを削除いたしました。

続きまして、第８章の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法のうちの評価手法に関する記載場所において、植物では８－２３ページの右下でございますが、本事業では、札幌市環境影響評価条例に基づく環境配慮指針の趣旨を踏まえという部分です。動物では、ページをめくっていただきまして、８－２５ページの右下でございますが、本事業では、札幌市環境影響評価条例に基づくというところです。生態系では、８－２７ページの右下でございますが、本事業では、札幌市影響環境評価条例に基づくというところで修正してございます。

それぞれの予測評価項目における検討部分について修正箇所を順にご説明いたします。

まず、植物では、９－２１．１８ページです。

④の予測結果の本文の下から２行目です。準備書で表現していた「多様な種の導入を」という文言を削除いたしました。また、⑤の評価のイの基準または目標との整合において評価の指標と評価の内容につきまして、評価の指標は札幌市環境影響評価条例に基づくとして修正してございます。

次に、動物につきましては、９－２．２－１２ページです。

①の予測方法の本文の下から３行目におきまして、準備書で表現しておりました鳥類や昆虫類等が利用する多様な樹種等の検討としていた文言を削除してございます。

続きまして、④の予測、評価の最後の９－２．２－１３ページの下本文です。最後の２行において、準備書の鳥類等が利用する多様な種の導入を検討するとしていた文言を削除してございます。

続きまして、⑤の評価の９－２．２－１４ページの上のイの基準または目標との整合において、評価の指標と評価の内容につきまして、評価の指標は札幌市環境影響評価条例に基づくという箇所で修正いたしました。

続きまして、⑥の環境保全のための措置の検討においては、中ボツの２番目の鳥類の建物や自動車等との衝突を未然に防止するため、植栽には鳥類が特に好んで集まるような実のなる樹種は極力避けるよう配慮しますとの記載を追加いたしました。

次に、生態系でも動物と同様の箇所の修正をしてございます。

９－２．３－９ページの①の予測方法の本文の下から２行におきまして、準備書で表現していた鳥類等が利用する多様な樹種等の検討をとっていた記載を削除いたしました。

続いて、9－2. 3－10ページの④の予測結果の上から6行目ぐらいからです。準備書の鳥類等が利用する多様な樹種の導入を検討という文言を削除してございます。

続きまして、同じページの⑤の評価のイの基準または目標との整合におきまして、評価の指標と評価の内容につきまして、同様に、評価の指標は札幌市環境影響評価条例に基づくという箇所を修正してございます。

最後は、景観の市長意見です。

建物周囲に設置予定の辻広場3カ所は、本建物における景観形成の重要な核となることから、現時点で想定している内容について基本的なコンセプト等を記載すること。

この市長意見に対応いたしまして、先ほど見ていただいた2－15ページの下の辻広場における整備方針として、3カ所の辻広場それぞれにおける整備方針を追加いたしました。ここの記載の内容につきましては、審議会においてご報告したとおりでございます。

以上が市長意見に対応した修正でございます。

その他、準備書の記載内容に誤りがあったため、訂正を行った箇所がございます。大変申しわけございませんでした。修正箇所につきましては、第12章のその他の12－4ページからでございますが、2の準備書に記載した内容に関する変更点に全てまとめて記載してございます。

今後の手続は、評価書10－1ページに記載してございます事後調査の計画に基づきまして、風害、水質、地盤沈下の3項目の事後調査を実施する予定でございます。このうち、工事中につきましては水質と地盤沈下ということで、10－2ページの掘削工事期間中の用水に伴う影響を把握するため、地下水位の観測を山どめ工事の1カ月前から地上躯体完了の3カ月後まで施工管理用観測井戸におきまして測定を行います。また、用水を排水するのに仮沈砂槽を経由させますけれども、その水質を測定することといたします。

ページを戻っていただきまして、10－1ページの下の方害につきましては、建物が竣工し、かつ、暴風植栽も植え終わった時期に1年間の風向、風速の観測をいたします。

次に、評価書9－1. 28ページと隣の29ページの風洞実験結果をごらんください。

計画地内南西側の測定点で178というところがございます。ここでは、暴風対策を講じることによりまして、赤となっている領域Dが黄色の領域Cに緩和される予測をしておりますので、その効果を見ます。そのため、この地点の近傍に風向風速計を設置することとしております。

事後調査の結果につきましては、調査項目ごとにその結果を速やかにまとめ、札幌市長に事後調査報告書として提出する予定でございます。

私からのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

ただいま、評価書の内容について説明をいただきました。委員の皆様から質問や専門のお立場からのアドバイスがありましたら、お願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、これにて創世1.1.1区の評価書についての報告会を終了いたします。

都市局並びに事業者の皆様には、今後も適切な環境配慮のもとに事業を進めていただきたいと希望いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

〔事業者並びに都市計画決定権者退室〕

○佐藤（哲）会長 それでは、二つ目の議題に入ります。

（仮称）北8西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価準備書の答申案についてであります。

答申案の審議に入る前に委員の皆様にお話しておきたいことがあります。

前回の会議でも了承をいただきましたけれども、準備書の内容の具体的な審議は、前回で終了いたしました。そこで、本日は、答申をまとめるための最終の会議としたいと思います。市長への答申がおくれますと、市長意見の作成にも支障が生じます。そのため、本日審議していきますけれども、答申の具体的な内容の審議でどうしても意見がまとまらない状況が発生したときには、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第4項の規定に、審議会の議事は出席した委員及び議事に関係ある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるとあります。これによって、審議会の意見をまとめていきたいというふうに考えております。

それでは、前回は時間がなくて行えませんでしたけれども、答申案の内容について検討していきたいと思っております。皆様にはメールで問い合わせがあり、ご意見をいただいたと思いますけれども、それをもとにして事務局で検討案をつくっていただきました。それらの内容につきまして、私と村尾副会長で確認しながら文案等の調整を事務局と行いまして、本日の資料を作成いたしました。

そこで、お配りしている資料について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（奥山技術職員） それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、今回の資料につきましては、ただいま会長からもご説明があったように、各委員のご意見を事前に集約したものでございますが、さまざまなご意見がございまして、審議会としての統一した見解を事務局で判断できない状況であったため、通常の答申案というよりは、検討資料という認識で提示させていただきます。

資料2の本文案につきましては、反映できていないご意見や不要な文章があるかと思いますが、一旦は会長と副会長にご確認していただいたものとして提出させていただきます。反映されていないご意見や削除すべき文章などは審議会の中でご発言いただき、正式な答申案を完成させていただきたいと思っております。

それでは、資料2の本文案をごらんください。

前文につきましては大きな修正はないかと思いますが、細かい文言等につけ加えたいこ

とがございましたらご意見をお願いいたします。

下の項目１と項目２につきましては、事前にある程度は調整できたと考えておりますので、軽微な修正等があればご意見をお願いいたします。

次に、２ページに進みます。

項目３に日照障害として、（１）に環境配慮を記載しております。こちらは、事業者が審議会で説明した経緯であります。項目１の評価と区別いたしまして、検討経緯があったというご発言が審議会の中でもありましたので、評価とは別に記載してもよいのではないかとこのことでこういう項目を記載しております。この項目につきましては不要ではないかというご意見もあるかと思っておりますので、その点も審議の中でご発言いただきたいと思います。

それから、（２）の回避・低減についてです。文章の前半は、資料１の２ページの下段に森本委員からのご意見があります。①から③のご意見がありまして、森本委員は、②の中で準備書の事業者が実施可能な最大限の回避、低減がされているのかが今の記載では評価できない、定量的な比較や再開発事業において考慮すべき基本事項を記載しないとそういったことは評価できないというご指摘がございましたので、その一文を追加しております。文章等に修正があればお願いいたします。

また、資料２に戻らせていただきますが、審議の中でも環境影響評価において低減すべきは現在の計画案であり、その部分については記載がないということで、下線①で森本委員や宮木委員、遠井委員からご意見をいただいております。それは、資料１の２ページと３ページです。この部分につきましては、森本委員から、回避、低減、代償のいずれを推奨するのか、宮木委員から、計画案による日照障害を具体的に記載し、計画案に対して今後の回避、低減、代償の措置をわかりやすく記載することを要求する、遠井委員から、現在の計画案によってもたらされる日照障害の影響を具体的に記載し、その回避、低減、代償のためにとられる措置についてわかりやすく記載する必要があるというご意見が寄せられております。

そこで、資料２にもう一度戻りますが、枠線部分について環境保全措置の回避、低減、代償について評価書に記載させるべきかについて審議会の中で見解を統一していただきたいと思っております。

次に、（３）の複合日影に関する事項でございます。これまでの審議の経過をもと記載しておりますが、半澤委員より資料は補足資料でよいとのご意見がございましたので、審議会として正式に資料を追加すべきなのか、補足資料でよいのかのご見解を統一していただきたいと思っております。

次に、（４）の健康影響でございます。こちらにつきましては、皆様の意見が非常に別れるところであり、うまくまとめることは現在の段階ではできておりません。今の段階でおおむね一致している部分だけを簡単に記載しております。

下線②につきましては、どういう記載が適切なのかについていろいろなご意見があるか

と思います。これまでの意見の状況から、答申が簡単にまとまっていく状況ではないと考えまして、例えば、AのビタミンDと精神的な影響を分けて記載すべき、Bのリスクという表現を用いて記載すべきかなどを決めていただいて、その上で、資料1の6ページから8ページにかけて、ビタミンD生成の影響、精神的な影響に関する記載についていろいろな表現があるかと思いますので、これらの意見を参考に答申を形成していただきたいと思っております。

健康影響につきましては、半澤委員から、まだ判断できない事項については本文に記載するのは時期尚早であるというご意見もありましたので、この場で紹介させていただきます。

次に、資料2の(5)の学習環境への影響についてです。これまでの審議の中で発言された議論内容をもとに記載しておりますが、文章の内容が適切かどうかのご意見をいただきたいと思っております。

次に、(6)のモニタリングについてです。宮木委員から、前回の審議会で条例上の事後調査が適切ではないか、遠井委員から審議会への報告を求めるというご意見もございました。こちらの文案では、前回の審議会の議事内容を考慮して作成しておりますが、あくまでも条例上の報告義務のある事後調査とは区別したモニタリングということになったかと思いますが、宮木委員や遠井委員のご意見も含めて文章を精査していただければと思います。また、五十嵐委員からは、モニタリングという項目自体が評価書に記載できるような段階ではないので、評価書への記載や指摘は適切なのかというご意見がございました。

次に、(7)の当事者間の協議につきましては、これまでの審議の議論を参考に文章を記載しております。これについては、(6)と同様に、五十嵐委員から評価書に記載できるものなのかというご意見がございました。

最後は、石の蔵ギャラリーについてです。審議会の中での発言とその後の委員からのご意見を参考に文案を形成してございます。

以上が資料の説明となります。

○事務局(宮下環境影響評価担当係長) 今、奥山から資料の説明がありましたけれども、今までの答申の形式とは違うものですから、簡単にご説明いたします。

資料2でございます。

通常であれば、会長から市長宛てのかがみ文がありますが、今回は省略させていただきます。

また、ページ番号が入っていないところですが、4ページの後に答申に附属資料をつけてございます。目次をごらんいただいておりますが、従来は4項目からなっており、3番目の審議経過及び審議概要を分けて記載しておりましたが、会議が6回となり、この議事内容をまとめることは、資料も膨大な量ですから、審議経過や審議概要として、どういうことが議論されたか、どういう結論になったか、継続審議になったかということなどを3ページから5ページにわたりつけさせていただき、これで従来の

議事資料にかえさせていただく形をとりました。

今までの資料につきましては、ホームページ上で全て公開しておりますので、そちらをごらんいただきたいということで、こういう答申の形式にさせていただきます。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

それでは、答申案の具体的な中身について、順番に審議していきたいと思います。

まず、全体の構成についてです。

答申案の本文や附属資料などの構成についてご意見がある方がいればお願いいたします。個々の審議で進めていきながら、後からということもあるかと思いますが、この時点で何かありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、具体的な内容について進めていきたいと思います。

まず、前文の「本事業は」というところからの文章についてはいかがでしょうか。

○遠井委員 下から二つ目のパラグラフです。児童への健康影響についての審議を行うという一節です。もともと、方法書段階での評価手法では規定されていないけれども、特別に行いましたという経緯が書いてあります。ただ、「将来を担う子どもたちへの負の影響に配慮し」というだけでは、恩恵や倫理的な観点からやっているにとられかねない気がします。ですから、より明確にするためには、科学的な知見と子どもの権利条例等の規範的要請があるということで、それと重ね合わせて、「最善の利益を考慮し」としたほうが齟齬はないかと思いました。

また、細かい話ですが、通常、アドバースエフェクトは悪影響と訳しますが、それを負の影響とすると何か他意があるのかと勘ぐられることもあるかと思います。それを含めて、悪影響という言葉が少し強過ぎると思うのであれば、「子どもの最善の利益を考慮して」とすれば、後半の不確実性が伴うけれども考慮することや、条例とも整合性がとれるのでいいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

今、「将来を担う子どもたちの最善の利益を考慮し」とするというご意見がありましたけれども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○森本委員 そのような修正に賛成いたします。

○宮木委員 同じく、賛成です。子どもの権利条例は、市の方針としても非常に高い位置にあると思いますので、それを重視するという意味で、遠井委員の言われた内容に変更されることを希望いたします。

○佐藤（哲）会長 賛成のご意見が多いようですけれども、ほかの委員はいかがですか。

今のご意見に対して、特に反対の委員がおられないということでしたら、そのようにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

前文については、ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、次に進みたいと思います。

1の地盤沈下についてです。ここはいかがでしょうか。表現についてでも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

○五十嵐委員 このとおりでいいと思います。

○佐藤（哲）会長 よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、そのとおりでいきたいと思います。

次に、2番目の景観についてです。

きょうは、吉田委員が欠席ですけれども、ほかの委員から何かご意見があればお願いします。

これについては、吉田委員が確認されていますか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 一番初めのたたき台の時点でこのような文案に決まりました。

○五十嵐委員 細かいことですが、これは両方とも改行する必要はないと思います。一つのパラグラフで示すということはいかがでしょうか。

○佐藤（哲）会長 最初から最後までとし、パラグラフに分ける必要がないのではないかとのことですね。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 私もそのとおりだと思いますので、そうさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に移ります。

2ページの3の日照障害についてです。

まずは、（1）の環境配慮についていかがでしょうか。

○森本委員 1点ご指摘したいことがあります。

準備書の中で、「回避・低減されている」という表現があるのですが、いろいろな資料をもとに何回か議論をしてきた中では回避、低減はされていないということが大半の意見だったので、その表現は削除していただきたいと思います。わかりやすく記載することに加えて、「回避・低減」という表現は削除することを求めたいと思います。

○佐藤（哲）会長 （2）にもありますので、全体としてどういうふうに表現するかは別ですね。

○森本委員 （2）ですね。それで結構です。

○西川委員 （1）と（2）は扱っているものが違うと思います。（1）は、あくまでも計画案を検討する際の材料として出された比較であり、その中で「回避・低減」を使うべきではないという議論があったと思うのです。しかし、（2）は計画案に対しての

内容なので、（１）で「回避・低減」は削除すべきだと思います。

○佐藤（哲）会長 （１）の「回避・低減」という表現を削除すべきだということですね。

そのようなご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

○村尾副会長 この解釈ですけれども、（１）では、準備書においてそう書かれているという事実確認をしているだけだと思います。しかし、そういうふうに読めないのであれば、（１）ごとくしてもいいのではないかと思います。これは、あってもなくてもいいところだと思うのです。事実確認だけをしているという解釈でいかがでしょうか。

私自身はあってもなくてもいいと思っているので、準備書の中身にはこう書かれていると書く必要がないということであれば、（１）ごとくしても構いません。しかし、これは事実確認だからあってもいいということであれば残せばよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○遠井委員 以前に出した意見にも書きましたように、環境影響評価の中でのミチゲーションは現行案からで、（１）は、本当を言うと環境影響評価と関係のない話なのです。ですから、筋から言えば削除すべきかと思います。

ただ、どうしても書きたいという何らかの事情があれば、事実関係でもこういう紛らわしい書き方を長々と引用する必要は全くないと思いますので、一定の環境配慮を行ったものと認められるが、という１行ぐらいを入れるようなものではないかと思いました。

○西川委員 私もその意見に賛成します。

最初は、この部分に非常に重きが置かれており、現在出されている計画案の影響の評価を検討するための資料として使われていたと思いますが、そこはきちんと分けなければならないと思います。ですから、遠井委員が言われたように、配慮されたものであると事業者が言っているということを一文書かれるぐらいで十分だと思います。

○宮木委員 私も、ここは削除していいかと思います。

環境配慮という言葉ですが、こういう環境影響評価をする場合に基本となるのは、環境影響評価法の理念に沿って用語を使うことが必要だと思うのです。しかし、環境配慮とは曖昧な言葉ですので、そういう評価法に従うような言葉で述べていくのがいいかと思います。今回の事業は大規模な都市開発のモデルになるようなものですから、そういう見方もしっかりとしておく必要があるのではないかと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事務局からお話しさせていただきます。

環境配慮という言葉は、昨年、皆さんにご審議いただきました札幌市の条例の中に環境配慮指針と技術指針が定められております。環境配慮指針とは、事業の計画、竣工、供用後までの各段階において、事業者がどういう点に配慮しながら事業を進めていくかということで、詳しくは調べておりませんが、恐らく政令市の条例の中でも札幌市以外にはないかと思います。また、環境配慮指針は北海道の条例にもございません。条例の対象になる、ならないにかかわらず、全ての事業者は環境に対する考えをきちんととりながら事業を進めていってほしいということです。その次の環境影響評価、いわゆるインパクトアセスメ

ントの段階とは異なることですが、その前提に理念的なものとして環境配慮がございます。宮木委員のご指摘のように、曖昧といえば曖昧ですけれども、法アセスをやっていく手法とは異なっております。

今回の案件は、配慮書手続の対象外でございますが、もし配慮書の手続を行っていたとしたら、その中で環境配慮をどのように考えていくかという事業者の見解を表示していただくものとなります。ですから、今回の案件には直接関係がないので、削除したほうが良いということであれば、この文章を削除したほうがすっきりして良いと事務局としても考えておりますが、背景にはそういうことがあるので、入れさせていただきました。

○宮木委員 今のお話で背景はよくわかりました。

環境影響評価法では、低減、回避、代償の三つを正確に説明していますから、それに沿っていったって悪いということはありません。それで全て説明できるものですから、どこに向けて発表しても全く問題ないということではないでしょうか。

○遠井委員 今、事務局からご説明いただいた環境配慮は、新条例のもとでは事業アセス以上により手厚い配慮をしましょうという趣旨で盛り込まれたものだとして理解いたしております。しかし、その配慮とは、改正法にのっとって考えれば、立地等を配慮の中で検討するものでありますので、趣旨がちょっと違うかと思えます。

あくまでも、目的は事業アセスをさらに上回った配慮を求めるものです。ここで配慮と書くことによってアセスメントが骨抜きになるものを求めているわけではありませぬので、言葉の使い方には注意したほうが良いと思います。また、これは旧条例の対象案件です。趣旨は十分に理解できるのですけれども、必ずしもここで明記しなければいけないものではないかと思いました。

○佐藤（哲）会長 いかがでしょうか。

具体的な内容につきましては、その後の項目で表現することが出てまいりますので、皆さんが削除したほうがよろしいということであれば、そのようにしても構わないと思えますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、（１）の「回避・低減」は削除することにさせていただきます。

それでは、もう少し具体的な話になりますけれども、（２）の回避又は低減に係る評価についてです。いかがでしょうか。

○森本委員 この文章について検討する前に、前回の審議会で、具体的な、定量的な評価を追加してほしい、わかりやすい説明を追加してほしいというリクエストをしました。その資料はいつ上がってくるのでしょうか。その資料を見た上で、検討材料として、具体的な記載について考えたいと思うのですけれども、そういう機会は設けられるのでしょうか。

○佐藤（哲）会長 三つの案が出て、具体的に数字で示してほしいというものです。

これはどうでしたでしょうか。

○森本委員 結構重要なポイントが抜けていたと考えております。示された現行案と呼ばれているものがどういう趣旨で、どういう基本的な考えに立って出されたのかがわかるような記載が何もなかったのです。ですから、それを記して、追加の資料として出してほしいと前回の審議会でリクエストしました。

それを踏まえて、この辺の具体的な記載を検討したいと私は思うので、以後、そういう機会が設けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤（哲）会長 この審議会でということですか。

○森本委員 恐らく、具体的な表現を練っていくのはこういう場だと思います。ただ、資料の提示は、時間的な都合から、今まで行われてきたようなメールのやりとりでも構いませんが、最終的には参考資料としてつけていただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 事務局としてはどうでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 先ほどお話がありましたように、本日答申の大方の内容が決まらなと、私どもは市長意見を4月2日までに出不せませんので、事務局である環境局が条例違反を起こすことになります。

これは議事をもう少し読み込まなければならぬと思うのですけれども、森本委員から出された資料要求は、事業者が納得し、こういうことならできますという発言だったと思っております。

指摘されれば、どのような形になるかは別として、評価書の中に盛り込みます、可能ですとに事業者は答えていたかと思ひます。したがひまして、今の段階ででき上がった資料を見た上で、時間があれば具体的な答申文案に指摘事項として書けるかと思ひますが、一般的には答申の文章に余り具体的なことは書きません。これから評価書をつくるまでに時間がござひますので、事業者側としては、指摘をされた委員のご確認を得ながら、どういう形式で、どういう構成で図書の中に組み込めばいいのかは相談になると思ひます。適切な確定図書として表に出るものですから、私ども環境局が間に入って、どこのページにどういう内容で組んでいけばいいのかについての調整を従来からしてあります。そういう面では、森本委員を初め、ほかの委員の皆さんにご提示をいただき、アドバイスをいただきながら図書を完成させていくことは可能かと思ひます。

したがひまして、メールでいただきました森本委員からのご意見をこの中に盛り込むのはどうかということです。今の段階で具体的な指示ができないのであれば、概念的などうか、ぼやとした形のものでもいいと考えていたところでは。

○半澤委員 私は、事務局が今おっしゃったことにほぼ同意します。

ここで問題にしなければいけないのは、回避や低減という言葉を使っていいかどうかでして、それを削除しようということだったと思うのです。それまでにどういう経緯でこの形になりましたということについての説明はこの審議会の場でもありましたけれども、それをここで議論しているのではなく、その結果に至った過程での「回避・低減」という言葉がふさわしくないということだと思ひます。私もコメントに書いてありますけれども、

今後、現計画案がいろいろな影響への低減にどう配慮していくかを期待することがこの審議会で求めることではないかと理解しておりますから、ここで「回避・低減」という言葉を使っていいかどうかを判断するには、今までの議論で十分だったのではないかと私は考えております。

○森本委員 私は不十分だと思いますが、見込みでとりあえずの案をつくっておくことは可能かと思います。いずれ、詳しい数値が評価書に盛り込む段階で出てくると考えます。大方のある程度の予想はできますし、これまで出されてきた資料を踏まえて、ひとまずの案を作成しておくことについては同意します。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございませんか。

○遠井委員 先ほどの皆さんのご意見のように、現段階では、回避、低減という明確な基準がないので評価できないということに同意します。ただ、仮に今書くということであれば、回避、低減はされているという評価ができないことには合意できると思いますので、それを盛り込むことには賛成いたします。

ただ、もう一つ、代償措置が書かれておりません。宮木委員にご紹介いただきましたように、指針では回避、低減、代償という順番に検討しなさいとありますので、回避、低減が仮にできない場合、今回はその可能性が非常に強いかと思いますが、そのときには代償措置についても検討すべきだと書く必要があるのではないかと思います。そして、いずれを推奨するかという中身ですけれども、それを委員会として特に指摘する必要はないと考えます。

○村尾副会長 進行のために整理させていただきたいと思います。

ここでは、二つの修正が必要であると書かれております。

2点目で「回避・低減」の文字を削除すべきだということは、前回までにおおむねの合意が得られたことではないかと思っております。そこで、その前の具体的な内容が記載されていないということについてです。

いろいろな項目を私たちが審議して、こういったことを書くときには、回避、低減、代償に対して具体的なイメージをそれぞれの専門分野の観点から想定して述べているのです。しかし、遠井委員がおっしゃったように、今回の場合は、回避、低減が難しいと思っております。ですから、これを提案されている委員は、具体的にどういう代償措置があるとお考えなのかをお聞きしたいと思います。

つまり、こういうことを具体的に記載しなさいというときに、全くのフリーハンドで事業者を求めるのはどうかと思うからです。そこで、具体的に書くとしたらどういうことを書くことになるのかを提案されている委員に述べていただきたいと思います。

○遠井委員 代償は入れるべきだという意見を書きました。

森本委員が書かれているように、ビタミンDを強化した給食にするなどです。また、他国の例でしたら、鏡を配置して日照を確保するということがあります。さらに、江戸時代

には、建物や植木で隣家に日陰をつくった場合にはその分のお金を払うという措置がありますので、そういうものに倣うということも可能性としてあり得るかと思います。

○宮木委員　そういうことだと思います。

例えば、健康障がい、くる病やカルシウム不足の減少があるかどうかは、健康診断をしても原因を特定することは非常に難しいことだと思うのです。しかし、日陰が大きくなるということは考えられますので、仮に原因が特定されなくても、その可能性があるかと判断されれば、事業者の責任で補償するということだと思います。

○村尾副会長　了解いたしました。

恐らく、そういうことであれば、大分後の健康影響についての指摘と随分重なってきます。私自身は、回避、低減、代償は、影響を私たちが評価して、大変ぐあいが悪いことであるという合意が得られていれば素直に要求できることのように見えるのです。ですから、4の合意がどの程度になるかによって、回避しなさい、低減しなさい、あるいは、代償措置を求めますという表現を審議会としてできるかどうかに関係してくるのではないかと思います。

そこで、今回は回避、低減が具体的には難しいのであろうということで、ここで代償を強く求められるかどうかは4にかかわっており、4が全体としてまとめられないのであれば、私どもとして要望という形で進めていくようなことになるのではないかと思います。

ですから、指摘の一つ目は4をやってからのほうが良いような気がします。

○佐藤（哲）会長　回避、低減、代償を考えたときに、何度も議論しましたように、結局、きちんと評価して、悪い影響があるということが具体的に言えるのであれば、そういうことになると思うのですけれども、どうもそれは言えないだろうと何人かは強く言ってきたわけです。ですから、はっきりとした影響があるということであればこういう議論になると思うのですけれども、それは違うのではないかと私は思っております。

そこで、回避、低減に関しては、何も無いところに何かが建ったときには回避や低減もあるわけはありませんから、その二つの言葉は適切ではないだろうということで削除したほうがよいということでした。

ただ、副会長から議事の進め方について提案がありましたので、さらに進めていって、そこに戻るということでいいかと思います。

○西川委員　（2）で十分に理解できていないところがあるので、質問させていただきたいと思います。

1）の計画案と現状の日照阻害の定量的な比較を行いということは、日照阻害に対する説明をきちんと行いなさいという理解でよろしいですね。2）の考慮する基本事項とは、こういう対策をとりますと明記すると理解してよろしいですか。

考慮すべき基本事項の中身がわかりづらいので、ご説明していただけないでしょうか。

○佐藤（哲）会長　できることとできないことがあるかもしれませんが、基本的にはこういう考え方でいくことを示すものだと思います。

○遠井委員 私も西川委員と同じで、1)の定量的な比較は何をしるということがわかるのですけれども、2)の考慮すべき基本事項が何かは私にわからなかったもので、もう少しご説明をいただけますでしょうか。

○事務局（奥山技術職員） これは、森本委員のご意見を参考に記載しているものです。

覚えていらっしゃる方もいるかと思いますが、森本委員から住居の戸数や建設のコンセプトを前回の資料1－3の様式に書かれていたと思うのです。「（前回資料1－3裏の様式）」と書いてありまして、そういう趣旨かと思っておりました。

これは、ご本人のご意見をお願いいたします。

○森本委員 これが私の意見なのだということが全くわかりませんでした。こういう記述だと皆さんもわからないと思います。

例えば、再開発を行うに当たって、住居の戸数がこれだけ必要ということが何かのシミュレーションや推定から（この地域にこれだけの人に住んでほしい、あるいは、これだけの規模の企業に入ってほしいなど、基本的なアイデア：プロジェクトの収支計算の根拠）、現在の計画案が作成されたのだらうと考えました。ですから、これだけの規模の開発が必要だと主張している戸数や人数などの基本的な数値を示してほしいと申し上げたのです。

ですから、これではわからないですね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 今回の準備書の2－2. 5ページに建築計画があります。ここには、建物の大きさや面積があり、駐車場の台数は詳しく書いておりますが、住宅の戸数や商業施設にはどれくらいのテナントが入るかなどは全く書かれておりません。

例えば、都市計画審議会等にそういうものが示されているのであれば、建築計画としては、こういうコンセプトをもとにこういう建物をつくるということが出てくると思いますが、それが見えてこないところがあると思います。

そういう意味合いであれば、どのような事業規模を考えたのかをきちんと説明してくださいということのほうがよろしいのかと思っています。

○遠井委員 今のご説明のような趣旨であれば、環境影響評価では書く必要がないのではないかと思います。

こうした問題は、効率性や事業計画からの必要性和環境影響評価とが一体となっていかなければならないE Uの持続可能性の評価にかけられる問題だろうと個人的には思います。現行の制度のもとでは、都市計画のほうで評価されている問題であり、こちら側はあくまでも環境に対する影響を評価するところですので、それをここで書いていただいてもいいのですけれども、評価の対象としては入れる必要はないのではないかと思います。

○森本委員 ただ、その計画が本当に可能な限り回避、低減されているのかを判断するためには、本当にそんなに高い建物を2棟も建てる必要があるかという判断をしなければいけないと思うのです。こんなに戸数を確保する必要がないという判断ができるのであれば、2棟案から1棟案にするという回避の仕方があるのではないかと考えたのです。その判断をするためには、どうしてその数値が出てきているのか。単純にこういう計画にしました

という数値ではなく、その背景にどういうシミュレーションがあり、これだけの人数に入ってもらいのだという根拠が何かあってそういう数値が出てきているのではないかということから、根拠を知りたいと思います。

○西川委員 私たちは、これだけの人が住まなければならない、こういう商業施設が必要だということではなく、建つ建物がどういう影響を与えるかを判断しなければならないので、計画の必要性がどうかということは関係ないと思います。

○宮木委員 私も議論の過程では背景を知っておく方がいいと思うのですが、ここで言う考慮すべき基本事項は、環境影響について考慮すべきものですから、そういう点についての内容を示していただければと思います。

ただ、このことについては、この場で議論されていないことです。前にも指摘しましたがけれども、議論されていない資料を出して、それを答申に出すのは行き過ぎというか、不十分なところがあるのではないかと思います。

○事務局（奥山技術職員） この点につきましては、森本委員から意見があるために書かせていただいたものです。宮木委員のおっしゃることも確かだと思いますし、そういうことであれば、この場で議論していただければと思います。私が森本委員の意見をつくったわけではなく、委員からのご意見ですので、審議会でのご議論をいただきたいと思います。不適切であれば、こういうお話があるという想定で出しております。

○森本委員 答申に含めるべきだと申し上げたわけではなく、答申を検討するに当たって必要な資料だと申し上げているのです。ですから、私はこれを答申に書いてほしいと考えて申し上げたわけではありません。宮木委員がおっしゃったように、検討する過程での資料として出してほしい資料として申し上げました。

ですから、ここに入れるものではないかと思います。１）は必要ですけれども、２）はレベルとしてももう少し低く、それを踏まえて検討したいというものです。

○佐藤（哲）会長 ご本人もそう言っていますし、私もそう思います。この表現を私自身が誤解していたところがありますが、そういう意味であれば入れるべきではないと思います。

それでは、回避、低減、代償に絡みますので、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○西川委員 ここでは、事業者に対して日照障害に対する具体的かつ定量的なわかりやすい表現で説明をなさいと明確に書いておかなければいけないと思います。

○佐藤（哲）会長 それは書かれているのではないですか。

○西川委員 １）ですね。確認の意味ですが、きちんと書いてくださいということです。

○佐藤（哲）会長 それでは、（３）の調査予測結果の複合日影の追加記載及び説明文の記載についてですが、いかがでしょうか。

○村尾副会長 議論を進めさせていただきたいので、再びご提案です。

私はどちらでもいいと思っておりますが、複合日影について、正式でなければだめだと

いうご意見はあるのでしょうか。

○遠井委員 市長意見には含めるけれども、最終的な評価書には書かなくていいという意味でしょうか。

○村尾副会長 補足資料でいいと述べられた委員はいかがでしょうか。

○半澤委員 私は、（３）については、資料１の３のとおり、補足資料でよいと述べております。ここでも皆さんが議論されましたし、経緯もある程度は理解したということで、より事実在即した影響を確認することができるということでは十分に有用な資料だと思いますが、複合影響についてどう対策すればいいかをこの審議会としてガイドラインを出しにくいのではないか。出しにくいという言い方がいいのかはわかりませんが、単体では解決できない問題を含んでいるわけです。

これは私個人の意見ですけれども、評価書に含めるようにした場合は、事業者にどのように対処させるべきかを明確にコメントしにくいと思っておりますので、あくまでも説明の補足資料として、そういう状況になることを我々も理解しながら、この事業に対してこういう環境影響の配慮をなさいということだと考えております。

○村尾副会長 事務局にもご質問です。

補足資料とはどういう位置づけになるのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 他都市の公開されているのを見ますと、例えば名古屋市のものでは、多くの案件の概要版がホームページで見られます。それは、その自治体の条例のやり方かもしれませんが、評価については単独建物で行っています。ただ、複合日影については図書の中には資料集が最後についていたり、本文の中に参考としてこういうことについてシミュレーションや調査をして、その結果、こういうふうになりましたと記載している例もあります。また、巻末に日影に関する資料集として載っている例もあります。

ですから、評価のところでは評価を書き、参考として引き続きこういう状況が予測されますということが記載されていると、一般の方にはわかりやすいと思います。ただ、それは事業者がどういう対応をとるか、あるいは、審議会としてどういう評価書の構成形式を求めるかだと思います。

○佐藤（哲）会長 議論の中では、これがこのように変化したからどうだという結論は出ないということだったと思うのです。例えば、日影規制のようなことであれば、単体の建物ではこうだということをきちんと書かなければならないと思います。しかし、その説明はただけということでしたので、補足資料で構わないのではないかと私は思っております。どちらのほう为重みがあるという話ではなく、そのほうがすっきりしていいのではないかとという半澤委員と似た意見です。

○遠井委員 根拠については私もわかりませんが、記載を求める以上、単体のものでは６時間、複合のものでは２時間となると、その後の（４）や（５）の考慮すべき影響の程度がかなり変わってくると思うのです。ですから、資料集でも構わない、でも配慮してくだ

さいというのでは矛盾するのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤（哲）会長 ですから、ずっと議論になっておりますけれども、これがこうなったから影響がどのくらいふえているかは審議会では判断できないと思うのです。それをやっていると、切りがなくいろいろなことを書かなければいけなくなってきました。ですから、そういうことができないという前提です。ただ、たくさんの人に理解していただくためにはこういう観点から記載したほうが良いということを話したわけです。つまり、ここでの議論では、影響がこれだけあるからという議論はとてもできないということだったと思います。

要するに、6時間が2時間になったときに具体的にどういう影響が出るかはここでは結論を出せなかったわけです。ただ、一つ言えたのは、極端な話、朝から晩まで真っ暗だということであれば影響があるということはあるかも知れませんが、何時間が何時間になったから、あるいは、この建物があることによって生じた陰によってどういう健康影響が出るかの結論は全く出せないということだったと思いますけれども、違いますか。

○遠井委員 そこを先取りして議論するつもりはないのです。そこは4と5のところで議論すべきではないかと思いました。

今ここで申し上げましたのは、項目としてそれを述べることについては先ほど皆さんで合意しましたので、その項目を考慮する上で、複合になるかならないかによって影響の評価がかなり変わってきます。そういうことを一貫して言う上では、本文に入れたほうがすっきりするかなという趣旨です。そして、実際に影響があるかないかは4と5のところで議論すればいいかと思います。

○佐藤（哲）会長 いずれにしても、これは表に出ていく資料になるわけで、微妙なところだと思います。特に強い意見があれば言っていただきたいと思います。

○西川委員 やはり、環境の影響を受ける側に立って考えなければならないことだと思うのです。小学校は日影の影響を必ず複合されたかたちで受けるわけですから、そこがきちんと評価されていないと片手落ちになると思いますので、本文の中にきちんと入れていただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 完全に二つに分かれました。ただ、特にどちらかのご意見にしないという話ではないような気がします。特にこだわるようでしたら、どちらかにしなければいけませんので、多数決にしなければいけないと思います。

○宮木委員 これはこの問題だけではなく、これから高層ビルが建つとしたら複合影響が非常に強くなると思うのです。これはモデル的な答申にもなると思いますので、そこはしっかりと評価書の中で記載する必要があると思います。

○佐藤（哲）会長 記載はしてもらうことになっております。ただ、結論としてどうなのかということはいえないだろうということが予想されます。というのは、評価基準がないですから、どれだけふえたら、どれだけ減ったらということはないわけです。単体の建物

についてはもちろんきちんとやっていただきますけれども、全体としてどういう影響になっているかを理解しやすいに表現してもらうというお話だったと思うのです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 「したがって」の２段目からは、評価しろとは書いていないのです。含めた日影についても追加記載しなさい、事実をきちんと書きなさいということです。なお書きについても、審議会に提出していただいて、事業者が公表している資料のうち全く不適切いうのは論外ですけども、誰が見ても矛盾していないものについては公表しなさいということです。ですから、そういう資料を評価書の中に掲載することとすればいいと考えております。積極的に公表することは、評価書に記載する以外にもいろいろな方法ですることと捉えられるかもしれませんので、あくまでも評価書について掲載するということです。その掲載の仕方については、この趣旨をきちんと理解してもらえれば、事業者は本文にそれなりの説明を書いた上で、資料集が膨大になれば、ページの関係で巻末に載せて、参照となるという場合もあるかと思います。それは、図書を構成してみなければわからないと思います。

○佐藤（哲）会長 いずれにしても、内容が変わるわけではありませんので、むしろ事業者に任せるといいますか、間違いなく一体となって出していただくということだと思います。それで問題はないのではないのでしょうか。

○半澤委員 今の事務局の説明から言うと、下から３行目の「したがって」の後半の「周辺建物」以下は消して、補足資料に回すという表現にさせていただくという意見でした。

複合のことを評価書に記載させても、それに対してどう対応したかはなかなか難しいと思うのです。そういうことがあったものですから、本文に記載させた場合、事業者にはどのように対応する必要があるのかということがよぎったものですから、補足資料という言い方をしました。

単に背景としてこういうことがあるということを書かせるという立場であれば大いに結構だと思いますが、それ以上でもそれ以下でもないような気がします。それでどう対策するかは、本件の事業以外の他の事業で対策が難しいと思いますが、周辺のことも含めながら代償という話になっていくかもしれないという気がします。ですから、ほかとの関連もあるのですけれども、ここでは補足資料でいいのではないかという意見でした。ただ、少数意見であれば皆さんのご意見に従います。

○佐藤（哲）会長 全体の評価書の作成に当たって具体的な問題がいろいろ出てくるかもしれませんが、つくる方にお任せするということがいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

それでは、４の北九条小学校及び児童への健康影響についてです。

日照障害によるビタミンDの生成阻害と精神的な影響の２項目が書かれておりますけれども、ここについてはいかがでしょうか。

○遠井委員 今の答申案と資料としてつけていただいた審議経過、審議概要と書かれたペ

ージがありますけれども、ここで使われている言葉がかなりばらばらになっているので、統一すべきではないかと思いました。

答申案の後半の審議経過及び審議概要という資料です。こちらの4ページの第4回審議会の（1）の結果というところでは、季節性鬱病に関しては専門家からヒアリングを行うと書かれております。しかし、5ページの第5回目の審議では、冬季鬱病と書かれております。また、答申案に戻りますと、（4）では精神的な影響と書かれているのです。全て同じものを扱っているのであれば、季節性鬱病で統一したほうがいいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 季節性鬱病でいいですね。

○遠井委員 医学的な名称としてどれが正しいのかわかりませんが、英語ではSADと書かれていますね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 精神科のドクターから聞いた話によりますと、鬱病と鬱性疾患は全く別なもので、一般の方がかなり誤解されているということでした。鬱病とすると、病気としての診断が下されるということですので、全く違うレベルの話になると思います。一般的には、何かの影響があったとしても、子どもたちにどのような精神的な影響が出てくるのか、それがひどくなると病気になることもあるかもしれませんが、何となく気分が憂鬱だということは病気ではないというのが精神科医のご判断で、それは統一されたことだと思います。

事務局としては、鬱性症状や症候群としてはどうかと思いますが、症候群も病気になるのかもしれないので、精神的影響と言うほうがいいのではないかと思います。鬱性疾患や鬱病となると病気の話になってしまいます。そうすると、病気以外の子どもたちはどうするのかということもあるかと思います。どちらがよろしいかは、委員の方々のご判断にお任せいたします。

○村尾副会長 ここは、専門から離れるところがあって、大分不安を持っております。皆さんもそうでしょうけれども、自分の専門領域で意見を述べるときは、その専門分野でのしっかりとした間違いのない言葉遣いをされていると思うのです。ところが、ここになると、その影響の程度について不確実性を伴うという言い方は、専門領域では使わない言い方のように思います。

ですから、言葉の使い方が本当にこれでいいのか、今の精神的影響もそうですけれども、若干不安を持っております。むしろ、皆さんが書かれている明確な判断はできないというほうがよほど明確ではないかと思っております。

例えば、先ほどの影響の程度については不確実性を伴うということについては、幾つかの科学的事実が示されており、その科学的事実には幅があるというときにリスクを学としてやっているところで使われると思うのです。少なくとも、幾つもの事実が幅を持って示されているという結果は今のところ示されていないと判断いたします。ですから、不確実性という言葉は適切ではないのではないかと私自身は思っております。これが学として適切

な言い方であるかは少し不安に感じているところです。

○佐藤（哲）会長 例えば、どんな表現になりますか。

○村尾副会長 ですから、明確な判断ができないという表現ですね。

○佐藤（哲）会長 先ほどの鬱病の件について、附属資料の4ページは季節性鬱病で、5ページには冬季鬱病があります。もう一つはどこでしたか。

○遠井委員 答申案の精神的影響です。ただ、その中に季節性鬱病も含めるということであれば、そう書いていただければいいと思います。ただ、先ほどの事務局のご説明では、疾患と症候群は違うのだというお話をいただきました。それは、そのとおりだと思います。感情的なデプレッションだけでは違うということでしたね。

ただ、専門家からの意見の中でも季節性鬱病を初めさまざまな悪影響が危惧されているということでもありますので、疾患としての精神的影響も気分の内容に入ってくると思います。ですから、病気には当たらないとはい切り切れないのではないかと思います。それも含めて精神的影響ということであれば、その旨をどこかにわかるように書いていただければと思います。単なる抑鬱的な気分障害ではないことがわかるようにしたほうがいいと思います。

その上で、先ほど村尾副会長がおっしゃいましたように、科学的不確実性を伴うという言葉では何を言っているのかわからないというのはそのとおりですから、リスクという言葉を使ったほうが明確になるのではないかと思います。

○村尾副会長 大変申しわけないのですが、私もリスク学会の端くれですけれども、少なくとも、リスク学会では量的なものをリスクと言います。今回であれば、騒音であれ、大気であれ、リスクがあるかないかといったらあるのです。ゼロなものはないということがリスクの考え方です。少なくとも、リスクがあるなし、そして、物差しを示して、何よりも大きい小さいということならあるのですが、単にリスクが大きい小さいというのは、リスク学会では認められない表現だと思っております。

○佐藤（哲）会長 話は戻します。

精神的な影響についてはもう少し具体的なことがいいということですから、季節性鬱病などとするということですか。

○遠井委員 季節性鬱病を含む精神的影響などです。

○佐藤（哲）会長 それをつけ加えることは問題ないと思います。

また、言葉の統一についてですが、例えば、4ページの季節性鬱病については専門家からヒアリングを行うということで、これは季節性鬱病という言葉を使ってヒアリングを行ったという意味であれば、このままでいいと思います。あるいは、5ページでも、冬季鬱病に関する専門家の見解について照会とあります。具体的に何を聞いたのか、このまま聞いたのであればそのままでいいかと思います。確認をして、統一したほうがいいという結果になり、それで問題がなければ統一したほうがいいと思います。

事務局としては、後で調べるということによろしいですか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） お聞きした先生が季節性鬱病、冬季鬱病という言葉をお使いになってご見解を述べられたということで、この言葉を使わせていただいていた。

○遠井委員 それは構わないのですけれども、読む方の中には別の病気かと思う人もいますかと思しますので、括弧で書くなどをしていただいたほうが親切かと思します。

○佐藤（哲）会長 それでは、そのようにお願いいたします。

○半澤委員 （４）の１行目のア）だけに「日照障害による」と頭についているのですが、イ）には何も書いておりません。（４）なり（３）に日照障害についてとあり、それを前提に書いている文章であれば、ア）の「日照障害による」は要らないのかと思します。その辺の文章表現の仕方をご検討いただければと思します。

○佐藤（哲）会長 例えば、「ビタミン」の「ビ」の前からア）とするということですね。そのほかにございませんか。

○宮木委員 リスクがあるということについて、定量的にわかなければリスクがあるとは言えないというご意見でした。リスクという言葉自体は、危険に遭う可能性や損をする可能性を意味する概念として使われています。今回は、定量的にはっきりとどれだけのリスクがあるかについてはなかなかわからないのだけれども、いろいろな文献を調べてみると、札幌ではぎりぎりの状態で、特に冬は日光浴を奨励しなさいということがあります。また、いろいろな実験で日照がビタミンDの生成に非常に大事であり、食物の供給だけでは十分ではないということがたくさん示されているのです。そういう意味では、日照不足になる危険性があるので、リスクがあるとはっきりと言えるのではないかと思します。

それについての明確な反論は一切ありませんでした。いろいろな文献を紹介させていただいたのですが、それについての疑問や反論はなく、確かではない資料をもとに影響は余りないのだとおっしゃっているのに対して、ここで不確実性を伴うというのは、あるかないかわからないという判断ですから、ここでの議論の経過とずれているのではないかと思します。

○佐藤（哲）会長 私はそうは思いません。

一般論として札幌のようなまちではこうだということはあると思しますし、あっても間違いないと思します。ただ、この建物がどうかということを準備書に基づいてやっているわけです。この建物が北九条小学校に悪い影響を与えるとは判断できないということだと思します。そういう議論だったと思します。

○宮木委員 実際にどれだけ日照が障害されるかという量的なことはわかっていて、それに伴って紫外線がどの程度減少するかも定量的にわかっています。そういうことから判断して、どうして影響がない、不確実性があると言えるのかということです。

○佐藤（哲）会長 ですから、紫外線がどれだけ下がり、どういう影響があるかという判断ができないということだと思します。

○宮木委員 わからないにしても、札幌市では冬期の紫外線量はビタミンD形成のぎりぎ

りの状態で、更に大幅に日照が減れば、不足が危ぶまれるという判断はつくと思うのです。イコール、リスクがあるということになるのではないのでしょうか。

○佐藤（哲）会長 判断できないのではないのでしょうか。私が一人で言っていますけれども、皆さん方はどうですか。

事業の影響を判断しなければならないときに、札幌としてはこうだ、一般的にはこういうことが考えられるということと分けて考える必要があると思うのです。ですから、これで何%減るから健康に大きな影響があるのかという判断は、きちんとしたものがない限り、審議会でそうだということは言えないでしょうという議論だったと思うのです。

○宮木委員 そのためにいろいろな文献などを調べて検討されたと思うのです。そして、それに対する反論は一切ありませんでしたね。

○佐藤（哲）会長 それも言いました。文献といっても一部です。専門家が判断したわけではないです。ですから、こういう審議会に出す前に専門家の方々に一生懸命調べていただいて、結論はこうだと出したものについては我々でも言えますけれども、一つ二つ持ってきたものではこう言っていますと言って、それは皆さんが間違いなく認めたと判断できないでしょうという議論だったと思います。

○宮木委員 一つ二つではなくて、たくさんです。

○佐藤（哲）会長 たくさんあっても同じことだと思いますが……○宮木委員 バックデータはありますし、それをお示ししたつもりです。それに対する反論はなかったです。

○佐藤（哲）会長 いえ、私はしました。特定の限られた文献を持ってきて、それでどうだということとは言えないでしょうと言ったつもりです。

○宮木委員 ですから、札幌のようなところで日照不足になるといろいろな健康障害を起こすリスクがあると。それは日照がどれだけ減少するかということで、定量的にはわからないにしても、およそ危ないという判断はつけられるといいますか、一般的な常識的な範囲で考えていいことではないかと思っています。

○村尾副会長 私が宮木委員とは一番離れた意見で、この件に関しては極めてリスク判断がしやすい最も簡単な例だと思っています。これが常識的に考えて大きな影響を及ぼすことに関して審議会として合意が得られなかったということは私も不満で、宮木委員も不満だと思いますが、合意が得られなかったというところではないのでしょうか。

○遠井委員 一部の文献で悪影響が指摘されているだけであり、それをここには適用できないという会長のご意見だったのですけれども、宮木委員からもご指摘があるように、一部かどうかということと、それに対する科学的見地からの反論がなかったことから考えますと、私は科学者ではないのでどちらが正しいかはわかりませんが、判断のプロセスとして果たして丁寧に評価したかを見ますと、丁寧に科学的評価を十分した上で、ないと言ったとは言えないのではないかと見えるのです。

一部だと言いますが、こちらで見た2008年のアメリカの文献でもこうした問題が書かれておりまして、必ずしも非常にエキセントリックな異論だとは言いきれないと私のよ

うな部外者でも思えますので、そうしたレビューについて真面目に検討せず、悪影響がないと言い切るのは、評価の方法として問題があるという気がします。

○佐藤（哲）会長 影響がないと言っているのではなく、明確な判断ができないということは、審議会としては正しい判断だというふうに私は思っていて、それをずっと言い続けております。

○宮木委員 佐藤会長はそういう意見だと思うのですが、前は両論併記で両方の意見を述べる形が出されておりますけれども、今回は出されておられませんね。こういうことについては、両論併記でもいいですから、それぞれの根拠を示しておく必要があるのではないかと思います。

○半澤委員 私は、精神的な面も含めて、健康影響については素人でございますし、この審議の場でも宮木委員から出された資料やたくさんの資料がありましたけれども、結果的に現時点で確たることでこうだからこうだという関係性が客観的に認められる段階ではないと私は判断しました。それはあるかもしれないということについては、いずれ評価書を書く段階で事業者が考慮すべきではありますので、考慮してくださいという程度の書き方は必要だと思います。これだけ議論したわけですから、答申に全く載せないわけにもいかないと思いますので、テクニカルにどういう書き方があるかはわかりませんが、答申の中身については議論したことが何かしら見えるような書き方は必要だと思います。

私の意見としては、評価書においては、学のレベルではまだ確定していないことについて、専門家の意見をいただいたとしても、我々としてどうしなさいと言えない段階ではないかということで、評価書に含めるべきではないという意見を私も出しました。

今の佐藤会長の意見もそれに近いと思っております。

○西川委員 私も、この専門家ではなくて、自然環境の専門家です。自然環境については明確な数値基準があるものは余りないと思っております。その中で考えられるリスクを取り上げて、これは影響があります、リスクがありますという判断を今までも審議会の中でしてきたはずです。この場合も同じだと思います。

しかも、これまで研究のレビューもされて、リスクや影響があるかもしれないという見解も出された中で、審議会がそれを判断できないというふうにしてしまうのは非常に無責任ではないかと思うのです。リスクが少しでもあるのであれば、リスクがあるということを判断として審議会として出すのが筋ではないかと思います。

しかも、影響を受けるのは小学生なのです。未来を担う小学生に対する影響があるかもしれないという非常に大事なことを審議しているので、そこはちゃんと考慮して、リスクが少しでもあるのであれば、リスクがあるという判断を明確にすべきではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 ここで議論されたことは、もちろん議事録に残っていますし、資料として何らかの形でつくるのかもしれませんが、ですから、話し合ったことはいいと思います。ただ、統一見解として審議会として影響がある、リスクがあるとは言えないと思っており

ます。

○山本委員 難しい問題だと思うのです。リスクという言葉は村尾副会長がおっしゃったことと同じで、言葉遣いは気をつけたほうがいいと思います。生きている限りリスクがあるということがリスクという言葉なので、リスクがあるなしという言葉の使い方は避けたほうがいいと思います。

この場合は、恐らく、いろいろな文献を確認して、影響は懸念されるということはあるのではないかと思います。その辺は皆さんも合意されるのではないかと思います。ただ、影響が懸念されるけれども、程度の判断は明確にできないので、次の段落の「したがって、事業者に」ということが審議会の方向になるのではないかと私は思っております。

○東條委員 私も山本委員と全く同じです。

現在の文章の中で、健康影響については考えられるという文言が入っておりますので、宮木委員のおっしゃっているようなイメージが入っているのではないかと思います。影響は考えられるけれども、具体的なレベルについてはよくわからないということですから、この文章で十分に伝わるのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 そろそろ結論を出したいですね。

意味合いとしては、東條委員や山本委員も同じ話だったと思うのです。一般的にア）とイ）が考えられるということで捉えますと、先ほど山本委員がおっしゃったように、「影響が懸念されるが、明確な判断はできない」ということだと思います。

○遠井委員 「影響が懸念される。したがって」ということでよろしいのではないですか。

○森本委員 恐らく、科学的不確実性という言葉とリスクという言葉は、学問的な背景とリンクしてくるので、そういう言葉はできるだけ使わず、今おっしゃったように、「影響が懸念される」でいいのではないかと思います。それは言えますし、合意しているのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 「懸念」をどう捉えるかですね。

○森本委員 科学的なレベルを評価することはなかなか難しいということも合意できていると思います。

○佐藤（哲）会長 私の言語感覚では、「判断はできない」ということまでは言いたいですね。「懸念される」はもちろんいいと思います。「懸念されるけれども、明確には判断できない」ということがいいのではないかと思っております。

ところで、時間が過ぎてしまいました。きょう終わらせたいと思っておりますが、多少の延長はいいでしょうか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 委員の皆様のご都合がよろしければ、事務局としては構いません。

○佐藤（哲）会長 どうしても時間がない方は退席していただいても構いません。8人以上がいれば何とか成立します。無理にとは言いません。

それでは、きょうに終わらせないと時間的には無理なので、進めたいと思います。

○宮木委員 今の文章のところで、「不確実性を伴う」という文言を消して、「その影響については定量的な評価が不可能であるが、影響が懸念される」という書き方ではどうでしょうか。

○佐藤（哲）会長 そう言っただけだと、言葉のニュアンスが違ってきますけれども、同じことですね。本当の細かな文章は私と副会長と事務局で練らせていただきますけれども、意味合いとしては、今のようなことでまとめさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○遠井委員 本当に不可能かどうかはわからないので、「困難である」ではどうでしょうか。

○佐藤（哲）会長 「判断するのは困難である」ですか。確かにそうですね。

それでは、今のような表現で再検討させていただき、こちらで考えたいと思います。

○早矢仕委員 今の「不可能」や「困難」という文言は、量的な問題が困難なののでしょうか。そもそも影響は懸念されると書くのですね。あるなしの判定が困難だという文脈になるのですか。

○佐藤（哲）会長 そうです。一般的な話としては影響が懸念されるけれども、この案件に関しては困難です。

○早矢仕委員 現在の文章でも、影響の程度については不確実性を伴うということで、これは日本語の感覚の違いはあると思いますけれども、程度と言われると、基本的にはゼロではなく、影響があるという前提になる言葉のような気がするのです。そのこと自体は受け入れられているのかと解釈していたのですが、それ自体も間違いですか。

○佐藤（哲）会長 それは受け入れられていないと思います。あるなしも含めて、判断するのは困難だということだと思います。

○山本委員 影響があることが懸念されることは合意されていると思っているのですけれども、違うのでしょうか。

○佐藤（哲）会長 ですから、懸念という意味ですね。

○山本委員 懸念されるのですけれども、その影響の大きさはすごく小さいかもしれないし、すごく大きいかもしれませんし、それがこれまでの文献だけでははっきりしないということだと思うのです。

○佐藤（哲）会長 懸念というのは、そういうことがあるかもしれないという意味です。札幌において、あるかどうかはわからないということに関して一般的に言われることであれば、そこまでは否定しないけれども、重要なのは、この事業にかかわってそれがどの程度の影響があるかは判断できないということが意味として述べられていけばいいのではないかと私は思っております。

言葉としてはまた整理いたしますが、そのあたりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、そのようにさせていただきます。

(5) の小学校の学習・生活環境及び学校運営への影響についてです。

いかがでしょうか。

これは、こういうことを議論しながら、事業者に述べていただいたということだと思います。

○遠井委員 前は欠席いたしましたが、事後調査はせず、モニタリングになったのかどうか分からないのです。(5)と(6)のモニタリングは、事後の報告は求めないという前提ですね。これは合意されたのでしょうか。

もう一つは、誤植ですが、「影響については」は「に」が抜けております。

○佐藤(哲)会長 条例に基づく事後調査は求めないということは前回確認されました。そこまで求めなくても、事業者が小学校や地域の住民の方と積極的に協力してやっていきたいとおっしゃっていただいたので、それで十分だろうという判断を前回はいたしました。

○西川委員 戻ってしまうかもしれませんが、事前に協議しなさいという意見を何人かが挙げていると思うのです。それは当事者間の協議というところで話がされるのですね。

○事務局(宮下環境影響評価担当係長) モニタリングの話と事後調査について補足いたします。

モニタリングであっても、自主的に審議会に報告しなさい、あるいは、何らかの図書をつくりなさいということもあるかと思います。1期目の委員はご存じないかと思うのですが、厚別山本公園では、結局、事後調査ではなくモニタリングとなりまして、条例上の事後調査はございません。では、工事は長期に渡りますので、審議会で指摘したことをどう担保したかという、施工管理の中で地元町内会等へ報告を必ず行い、その内容については市の事業部局のホームページで公開するとしております。あの事業の場合は、工事の計画段階からワークショップ等を開いて、地域住民と情報交換をしながら、可能な限り要望を取り入れて計画をつくってきました。

ですから、イメージとしては、厚別山本公園での今後の監視状況の意味合いかと思っております。もし審議会として何らかの形で審議会に報告しなさいという強い意見があるのであれば、取り入れていただければと思います。

○佐藤(哲)会長 ですから、内容として落としたという意味ではなく、このように積極的にやっていただきたいということです。そして、必要であれば審議会に報告していただくことを求めることができるということです。

4ページの上から3行目あたりに書いてありますが、モニタリングの結果については、広く公表するという文面もあります。そして、負の影響が否定できない場合には対応しましょうということです。

「負の影響」という文言は、どこで出てきたのでしょうか。

「負の影響」は先ほど問題になりましたので、村尾副会長から「事業の影響」はどうかとありました。細かなことですが、それは言葉の問題で、先ほどと関連しますので、少し考えさせていただきたいと思います。

それでは、（５）と（６）はこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 先ほどから話題がありました（７）の当事者間の協議についてです。

皆さんが求めていたと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○森本委員 （４）（５）（６）に関して、当事者間での協議を継続的に実施することと簡単になっております。そこで、私が含めていただきたいと思うのは、（４）に関することになると思うのですが、事前と事後です。計画を決定する前に回避、低減、代償に関して当事者間で議論できる場を設けていただきたいと思います。

もちろん、協議に基づいて計画が決定され、建設が実際に行われて、（６）になると思うのですが、建設後にどういう影響が及ぶかのモニタリングをしていくということです。それは事後の協議に当たるとは思いますが、事前と事後の両方について当事者間で協議していただきたいということをここで申し上げます。

○佐藤（哲）会長 今のようなご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

○遠井委員 賛成します。協議がいつの時点で行われるべきなのかがこの文面では不明確ですので、事前と事後、そして継続的にということを含めたほうがいいと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 森本委員が言う計画決定前というのは、都市計画決定を受ける前の都市計画法上の決定前という意味でしょうか。決定されなかったらこの事業は解体工事や土木工事も一切手をつけられないので、決定される前に仮想の状態とするということでしょうか。

○森本委員 都市計画決定後に地域住民たちなど当事者間との何らかの協議を受けて、変更する余地があるのであれば構わないと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 都市計画法上は計画決定がされた後に何か変更があると、変更の計画決定を受けなければなりません。そして、都市計画審議会から答申をもらい、決定権者が変更について承認するという手続きが続いていきます。ですから、これは都市計画案件ですので、計画決定という言葉を使うと誤解を受ける可能性はあると思います。具体的には実施設計前でしょうか。恐らく基本設計はできていると思いますが、実施設計はこれからだと思いますので、工事設計前という意味であれば、もし入れるとすれば、そのような表現のほうがいいかと思います。○森本委員 わかりました。「当事者間で協議された結論がその後に実施する段階で反映されること」が必要なことだと思いますので、ほかの都市計画とのそごがあるようであれば修正していただくということでもいいかと思います。

○佐藤（哲）会長 どういう言葉にいたしましょうか。実施設計に先立ってということでしょうか。おっしゃりたいことは、かちかちに固める以前に協議をしながらということですね。変更不可能ですということが決まる前ということですね。それをうまい言葉で考えます。もしいい言葉が浮かんでいるのでしたら言っていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、これについては終わらせていただきたいと思います。

最後に、4の石の蔵ギャラリーについてです。これは、事業者も建築の設計の中で何らかの配慮をしたいということがあったと思いますので、特に問題にならないような気がいたしますけれども、ご意見が何かあればお願いいたします。

○事務局（木田環境管理担当部長） その前に3の（2）をお願いいたします。

○村尾副会長 （2）についてご提案です。

括弧書きで、これこれのことを評価するためには計画案と現状の日照障害の定量的な比較をしっかりと行いなさいということがあり、2）以降では、以上2点について適切なというよくわからない文章になっているので、最初の段落は日照障害の定量的な比較を行いなさいということをしかり述べるということです。

2段落目の低減措置に関して具体的な内容を審議会として要求するのは先ほどの話で言うとなかなか難しいと考えます。そして、3段落目は、「したがって」が入るかどうかわかりませんが、「回避・低減」の文字は削除すべきであると思います。

したがって、（2）では定量的な比較をしっかりと行いなさいということと「回避・低減」の文字を削除すべきということではいかがでしょうか。

○遠井委員 評価だけでは環境保全措置を求めないことになってしまいますので、回避、低減ないしは代償措置をとりなさいということを入れるべきではないかと思います。

○村尾副会長 例えば、大気汚染で濃度の予測をして、評価の段階で環境影響評価としてはさほど大きな影響はないという判断をするときも低減措置を求めるのでしょうか。

○遠井委員 さほど大きなものかどうかはわからなかったわけですね。

○村尾副会長 例えば、こうこうこういうことが起こった場合にはこういふこととか、そういうことを想定して何かを書きなさいとおっしゃっているのですか。

○遠井委員 少なくとも、軽微であるかどうかは判断できなかったのです。そうだとすると、軽微だから環境保全措置はとらなくていいということも言えないはずですよ。

○村尾副会長 もちろんそうです。ですから、軽微であるとも問題ないとも判断しないのですけれども、そのときの表現として、審議会として回避、低減、代償を具体的に書きなさいというのは論理矛盾しないでもないのです。

○遠井委員 日照障害については、回避、低減ができないだろうということについては意見がほぼ一致したかと思います。あとは丸投げというところであれですけれども、そうなるのでしょうか。回避、低減ができない計画案であったとして、それについては具体的な措置を求めないままでいいのでしょうか。

○村尾副会長 結局、判断できなかったというところから進むと、影響が大きいから代償措置を——今までのアセスメントでいうと、この項目については問題があると。それに対して何かの対策をとらなければいけませんという言い方をこれまではよくしてきたわけです。その際、影響判断ができないときに、できないけれども、代償措置をとりなさいとい

うのは難しいのです。むしろ、後ろでしっかりモニタリングを行って、事業の影響を否定できない場合には迅速な対応を行うことと述べているところにしか行かないのではないかと私は思ったのですけれども、どうでしょうか。

○西川委員 事前協議で学校関係者が納得できるような対応策について協議しなさい協議しなさいということではないかと思っています。

ですから、事前協議の中でやるべきことは、十分な説明を行い、かつ、学校関係者が納得できる対応策をとれるような協議をしなさいということであるということによろしいのでしょうか。

○佐藤（哲）会長 納得できるかどうかはやってみなければわかりませんが、一生懸命に話し合ってくださいということが一つです。もう一つは、モニタリングです。というのは、審議会では結論を出せないで、モニタリングと事前と事後を含めた事業者と学校関係者の当事者同士で話し合っていくというのが全体のまとめだと思います。

○森本委員 影響があるかどうかはわからないのではなく、先ほどの合意点としては、影響があるけれども、大小についてはよくわからないという結論だったと思うのです。それに対して、このままでは回避、低減できていないという判断を示すだけで、当事者間での協議の結果を担保できるような措置が何もとられないということですね。ですから、遠井委員と同じで、低減や回避が不可能であれば、代償を推奨するという文言を入れるべきだと思います。

○事務局（木田環境管理担当部長） 普通であれば、具体的な代償措置などについて記載する話になるかと思っています。先ほどのお話にあったように、モニタリングなど、協議の結果に基づいて内容が決まってきます。しかし、評価書に具体的な内容を盛り込めるかどうかという時間的な問題がありますので、モニタリングや協議に基づいて環境保全措置を講じることという表現で差し支えないのではないのでしょうか。要するに、時間的なタイムラグがあり、評価書に盛り込めない可能性があります。

○宮木委員 学校と協議をして対策を立てることも代償措置の一つになりますね。ですから、ここでは、その具体的な例の一つとしては、それぞれモニタリングをして対策を立てるということも含まれると思います。モニタリングをしても、当事者同士の話ではなかなか判断できないので、それを審議会に報告しなさいということも入れる必要があるかと思っています。

○佐藤（哲）会長 モニタリングについては審議会にということは書いていないかもわかりませんが、ご要望が強ければ入れていただいても特に問題はないと思います。

○遠井委員 今の事務局の提案のように、協議に基づいて環境保全措置を講じることと書いていただければ、それで結構かと思っています。

○佐藤（哲）会長 ほかの委員の方もそれでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、そのようにさせていただきます。

○五十嵐委員 形式的なことです。

利害関係者同士の協議についてです。これは、3の中に入っているのでしょうか。私は違和感があるのです。これは、あくまでも環境影響評価書を作成するときにこういうものに留意してくださいということであって、当事者間の協議は別なように思うのです。ですから、別の番号をつけて、最後に記載すればすっきりするように思うのです。これまでの例を参考にして、どこの項目に持っていくかは検討していただければと思います。

○事務局（木田環境管理担当部長） わかりました。項目立てについては再度精査させていただきます。

○佐藤（哲）会長 それでは、これで終わらせていただいてよろしいですか。

時間が延びてしまって、申しわけありませんでした。

これで議事を終了したいと思います。

事務局へお返しいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 佐藤会長、村尾副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

本日で第7次の環境影響評価審議会は終了となります。今年度も多数の案件、また、条例改正等について、委員の皆様にはご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今回の第7次の任期を終えられますのは、佐藤会長、西川委員、山本委員、五十嵐委員、東條委員となります。5名の委員にはご協力をいただきまして、ありがとうございました。

時間がございませんので、佐藤会長に代表してご挨拶をお願いできればと思います。

○佐藤（哲）会長 6年間務めさせていただきました。委員になったときには50代だったのですけれども、終わってみたら60代になっておりまして、そこそ長かったという印象を持っております。特に、この2年間で髪の毛も大分抜けましたが、そのくらい長く感じました。とはいえ、私は定年まで時間が少しありますので、別なところで皆さんとまたお会いすることもあるかと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

どうもお世話になりました。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 5名の委員の皆様、ありがとうございました。

今後とも本市の環境行政にご協力をいただきたいと思います。また、ご専門の分野でのますますのご活躍を祈念したいと思います。また、その他の9名の委員には第8次委員も引き受けていただけるということでございますので、来年度以降の第8次影響環境評価審議会にご協力をお願いしたいと思います。

来年度の審議会は、ゴールデンウィーク前後に予定してございます。委員の皆様には日程調査をさせていただきます。また、今回のご審議をいただきました答申案につきましては、佐藤会長と村尾副会長には引き続きご協力をいただきまして答申として調整し、皆様にお諮りしたいと考えてございます。

3. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 本日は、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

お疲れさまでございました。

以 上